

## 独立行政法人さけ・ます資源管理センターの職員の給与支給基準について

平成13年4月1日  
13独さ第100号

### 1. 支給基準において考慮すべき諸点

#### ア) 独立行政法人通則法第57条第3項の考慮事項

- 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与
- 民間企業の従業員の給与
- 各法人の業務の実績
- 各法人の中期計画における人件費の見積もり
- その他の事情

#### イ) 上記諸点についての考え方

- 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける「国家公務員の給与」について
  - 特定独立行政法人の職員の身分は、国家公務員を継続することから、国家公務員の給与を考慮する。
  - 「民間企業の従業員の給与酬」について
    - 民間企業等の従業員の給与の水準等を考慮する。
  - 「各法人の業務の実績」について
    - 法人の業績の実績を反映したものとするよう配慮する。
  - 「各法人の中期計画における人件費の見積もり」について
    - 法人の業務の実施に支障を与えることのないよう、中期計画で見込まれた人件費の見積もりを考慮する。
  - 「その他の事情」について
    - 他の独立行政法人の職員の給与を考慮する。

### 2. 支給基準について

- 職員の給与基準を定めるに当たり、上記諸点を考慮し、特に職員の身分は国家公務員であることから、国家公務員の支給基準に準じて決定する。